

マイナポータルでオンライン転出届

電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルを通じて、国内での引っ越しに伴う転出届をオンラインで提出できます。家族で引っ越し際は、同一世帯員分を併せた手続きが可能です。

例年3・4月の引っ越しシーズンは役場の窓口が大変混雑しますので、オンライン提出をぜひご利用ください。

マイナポータルを通じて転出届を提出した後は、別途、転入先市区町村窓口で転入届の手続きが必要です。

マイナポータル



☎ 住民課 住民係 ☎ 286 - 3112

STOP！ 農地の違反転用／農地賃借料の目安

農地転用とは

農地を住宅や工場などの建物敷地、資材置場、駐車場など、農地以外の用途に転用することです。農地を一時的に資材置場などとして利用する場合も転用になります。

許可なく転用した場合や、事業計画通りに転用していない場合などは、農地法に違反することになり、農地の所有者を含めた違反転用者には次のような厳しい措置が講じられる場合があります。

- ・ 工事の中止や原状回復などの命令
- ・ 3年以下の懲役か300万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金

農地転用には事前に許可が必要

農地転用をする場合は、農地法4条(農地の所有者が自らその農地を農地以外のものに転用)か5条(農地の所有者ではない人が、農地の購入・賃借などの後に農地以外のものに転用)の許可が必要です。

農地賃借料の目安

令和5年1月から12月までに町内で結ばれた、農地の賃貸借契約を基に算出した令和6年度の実勢賃借料は、下記の通りです。

農地の賃貸借契約を結ぶ際の目安としてご活用ください。

実勢賃借料(10アール当たり)

田 14,000円または米80kg

畑 12,000円

※あくまでも目安です。農地の状況を踏まえ、お互い十分に話し合った上で金額を決定してください。

☎ 町農業委員会 ☎ 286 - 3277

小・中学校体育施設と町公民館分館の利用申請

4月1日から、小・中学校体育施設と町公民館分館の利用予約方法・使用料支払い場所が下表のように変わります。詳しくは、町ホームページでご確認ください。

☎ 小・中学校体育施設 学校教育課 ☎ 286 - 3307
町総合体育館 熊本YMC A ☎ 289 - 2433
町公民館分館 生涯学習課 ☎ 286 - 3337

対象施設	利用予約方法	使用料支払い先／受付日時
小・中学校体育施設 (体育館・運動場・ 益城中武道場)	益城町公共施設予約 システム(オンライン)※1	町総合体育館※2／火曜日～日曜日 (総合体育館の開館日に準ずる) 午前8時30分～午後9時
町公民館分館 (飯野・福田・津森)	生涯学習課 (役場1階10番窓口)	生涯学習課／月曜日～金曜日(開庁日に準ずる) 午前8時30分～午後5時

※1 4月分の予約は、3月2日(土)からオンライン予約ができます。

※2 4月1日(月)は町総合体育館が休館のため、4月利用分の支払いは4月2日(火)から受け付けます。